

# 政府インフラ資産における減損会計の適用可否

宮本幸平

## 1. 考察点の提起

本稿は、会計上の資産要件である用益潜在力を具備し、かつ換金性がないインフラ資産の評価に際し、過度の価額評価を避止する会計の適用について考察する。

これに関してわが国の企業会計制度では、事業用の有形固定資産についての減損に係る会計基準（以下、減損会計）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。減損会計における減損処理とは、「収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったという通常の状態とは異なる事態において、例外的に経営者の見込みなどの内部的な情報に基づき、将来に損失を繰り延べないよう回収可能性を反映させるように帳簿価額を臨時的に減額する会計処理」<sup>1</sup>である。

そして、当該会計制度に適用される処理につき、これを政府および地方自治体の会計（以下、公会計）に適用する可否の考察について、その意義を見出すことができる。なぜなら、公会計の有形固定資産について減価償却が認識・測定されるが、ここに公会計上の損失的要素の将来繰延べを包摂することになる。すなわち「インフラ資産」<sup>2</sup>は金額が大きく耐用年数が長期に及ぶため、その未償却価額の総計が膨らみ過大評価の危惧が生じるとともに、繰延損失となる減

1 財務会計基準機構・企業会計基準委員会 [2009]、143 - 144 頁。

2 総務省 [2006] ではインフラ資産を「資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない非金融資産」と規定している（第130段）。

価償却費を内包することになる。これに対し減損会計を適用すれば、繰延損失を抑えることができる。

そこで本考察では、わが国制度をはじめ、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) および国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が規定する減損会計の基準を示し (第II節)、公会計におけるインフラ資産認識・測定上の論点を明らかにする (第III節)。そのうえで、当該論点に対する理論的・実務的対処として、インフラ資産の評価に減損会計を適用することの可否について考察する (第IV節)。

## II. 減損会計の制度と理論

本節では、公会計における減損会計の適用可否を考察するに際し、あらかじめわが国の企業会計制度を概観する。また、当該制度の理論背景について把握するべく、FASB および IASC 基準書に示された減損会計の考え方を敷衍する。

### (1) わが国の減損会計制度

減損会計は、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった事態において、将来に損失を繰り延べないよう回収可能性を反映させるように帳簿価額を臨時的に減額する会計処理である。わが国では、平成14年8月に企業会計審議会が「固定資産の減損に係る会計基準」および「固定資産の減損に係る会計基準注解」を公表し、平成15年10月に企業会計基準委員会が「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、適用指針)を公表した。当該基準および適用指針は、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

処理の手続きとして、「減損の兆候」の判定、「認識」の要否の調査、「測定」の3段階を経るものとされる。すなわち、減損の兆候があると判定された場合

に認識の要否調査し、認識すべきと判断された場合に測定を行って減損損失額を決定することになる。

「減損の兆候」は、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象を意味し（適用指針第10項）、当該兆候が現われている場合に減損損失の認識要否を調査する。適用指針では兆候の判定例として、①資産または資産グループが使用されている営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている（またはマイナスとなる見込み）、②資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じている（または生じる見込み）、③資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化している（または悪化する見込み）、④資産または資産グループの市場価格が著しく下落している、の4点が挙げられている。

次に「減損損失の認識」の要否調査では、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に回収不能額が生じており認識必要と判断する。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じることが見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、継続的使用と使用後の処分のために生じると見込まれるキャッシュ・アウト・フローを控除して求める。また当該フローを見積もるために、見積期間の設定を要する。これは、資産又は資産グループについて、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

そして「測定」においては、減損損失を認識すべきと判定された資産又は資産グループについて、帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減額分を減損損失として当期の損失とする（減損会計基準二3）。「回収可能価額」とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額である。

正味売却価額の算定は、時価から処分費用見込額を控除して行われる<sup>3</sup>。他方、使用価値は、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定される。

さらに、減損処理を行った資産又は資産グループについては、帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、減損処理後の帳簿価額、残存価額、残存耐用年数に基づいて計画的、規則的に減価償却を実施する。減損損失の戻入れについては、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識及び測定することと、事務的負担のおそれがあることなどから行われない。

## (2) F A S Bの減損会計基準

F A S B基準書第 121 号では、固定資産の簿価と割引前将来キャッシュ・フローを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが簿価を下回っている場合に減損損失を認識する<sup>4</sup>。そして測定では、簿価を資産の公正価値まで減額し、減額金額を減損損失として当期の費用に計上する。ここで、一旦計上された減損損失は、その後に状況が好転しても戻し入れることはできない。

この様な F A S Bの考え方の背景にあるのは、継続保有中の資本設備における事実上の再投資が行われているものと見なしうる場合の存在が簿価修正の理由になることである。既に投資された資本を稼働させて実施してきた活動に対し、これを停止して新たな投資に着手する態様を擬制するため簿価まで切り下げて減損損失を認識・測定することが、再投資の含意と考えられる。そこで、将来キャッシュ・フローから算出される時価は、環境変化に基づく新たな投資の価額を意味することになる。かのように簿価を切り下げることにより、事後の営業活動にお

3 通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられるため、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも現在の正味売却価額を算定する必要はない。

4 FASB[1995]。

ける償却負担を軽減する効果も勘案されているものと考えられる。

ここでFASBが、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて割引を行わずに合計した金額を用いる論拠について、当該見積額が将来計上される見通しの収益の総計であり、未償却原価である簿価は将来計上される見通しの費用の総計であって、これらを用いた測定は「フロー志向の考え方に支えられているものとも解釈できる」<sup>5</sup>。

### (3) IASCの減損会計基準

IAS基準書第36号は、資産の簿価と回収可能額（資産の正味売却価格と使用価値のいずれか大きい方）を比較し、回収可能額が簿価を下回っているときに減損損失を認識する。ただし、減損損失を計上した後に回収可能額が簿価を上回った場合には、減損損失の戻し入れが必要となる。

基準書によれば、配分計画を修正して減損会計を適用する事由は回収可能性への抵触の問題である。投資資産に対する最善の選択は、利用者をつうじてキャッシュ・フローを回収するのか、財を売却するのか、そのいずれかと考えられる。したがって、IASCでは、簿価が使用価値または正味売却価格の大きい方に対し過大な状態にあるときに回収可能性が損なわれているものと認識する。

## III. インフラ資産の認識・測定における論点

以上により、企業会計におけるわが国の減損会計制度およびFASB、IASCの減損会計基準と理論を敷衍した。そこで本節では、インフラ資産の認識・測定において存在する理論的問題点を3点示す。本節で論点が明確になれば、次節において、当該点の理論的・実務的対処としての減損会計適用可否を考察することが可能となる。

---

5 米山[2003]、113頁。

### (1) インフラの会計的資産能力の論点

わが国旧商法の計算規定は債権者の保護に重点を置き、当該規定を前提とする貸借対照表上の資産は「債権担保能力」を持つものに限定されていた<sup>6</sup>。新会社法でもこの法理が継承されたことから<sup>7</sup>、貸借対照表上の資産には換金性が要請されることになる。この点からは、一般に販売不能なインフラ資産に会計上の資産能力が存在しないという結論に帰着する。他方、社会の現実を見れば、橋梁や道路などのインフラ資産が存在しなければ住民の移動が不能となり、日常生活や経済活動を行うことができない。こうしたインフラ資産の社会的な特質に対しては、資産の意義である「将来の経済的便益」を見出すことが可能である。

資産の会計的意義について、アメリカ会計学会 (American Accounting Association: AAA) の 1957 年改訂会計原則では「予想される業務活動に利用しうるあるいは役立ちうる、用役潜在性の総計」と規定し、内在する「用役潜在性」(service potentials) に特質を見出している<sup>8</sup>。このように、資産の本質を「用役潜在性」によって基礎づける定義体系は、AAA1957 年改訂会計原則、AAA1962 年会計原則試案をたどって、1985 年の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) における財務会計概念ステートメント第 6 号『財務諸表の構成要素』へと継承・展開され、「発生の可能性の高い将来の経済的便益」と定義されるに至った<sup>9</sup>。

このような規定で示された資産における「将来の経済的便益」は、インフラ

---

6 山下勝治教授によれば、商法規定上の資産は「財産として具体的な形をもち、具体的な財貨としての価値をもつ、そういう担保物権」だけに限られる(山下[1967],6-7頁)。

7 新会社法でも全ての株式会社に貸借対照表の公告が義務付けられ、さらに、税理士・公認会計士などが取締役らと共同で財務諸表を作成する機関として「会計参与」が導入されている(任意)。配当は、純資産が300万円以上ない場合に実施できず、不当な財産の流出防止により債権者が保護されている。

8 AAA[1957],p.103、中島[1964]、68頁。

9 藤井[1997]、74頁。

である道路や橋梁でも具備するものと考えることができる。道路・橋梁などは、公共の消費対象となるものであり、これが存在することで人々の通行・移動が可能となる。公共の消費行為においては必ず「便益」の存在が前提となるから、公共が消費するインフラには、常に「経済的便益」が存在することになる。さらに、「将来の経済的便益」は「キャッシュ・フローの潜在力」を実質的内容とする概念であるが<sup>10</sup>、インフラの具体的なキャッシュ・フローとして、住民からの税収を該当対象とすることができる。換言すれば、インフラの便益を提供する見返りとして、住民からの税収がインフローするわけである。

しかし、インフラ資産に「将来の経済的便益」があるとはいえ、対価として具現化した実質である「キャッシュ・フロー」の会計的な認識・測定には理論上の問題を伴う。企業会計理論では、製品・商品・サービスを媒介としつつ、当該販売から生じる利益と、利益獲得のために費消した部分とを期間内において対応させ、それぞれの価額を特定する。また固定資産は販売物（媒介）の生産に供され、減価償却によって期間費消部分を合理的に擬制し、当該費消価額を期間損益の構成要素とする。これに対し、インフラ資産は販売物の生産に供されるのではなく、住民に対するサービス提供を媒介とする。当該媒介から生じる便益の対価としての「キャッシュ・フロー」と目される税収は、法的権力によって徴収されるものであり、かつ売買契約を前提としないことから、ここに会計理論的媒介は存在しない。当該理由により、インフラの費消部分と対応する「キャッシュ・フロー」の認識・測定は会計理論上困難となる。

したがって、「将来の経済的便益」を具備した対象が現実に存在・機能し、かつ対価と目される「キャッシュ・フロー」が存在しながら、会計理論上は当該フローを便益提供対価と認識できないことが問題となる。

---

10 藤井[1997]、78頁。

## (2) 普通建設事業費累計の非客観性の論点

現時点（平成 22 年）で、わが国公会計におけるインフラ資産測定の規準・実務は、普通建設事業費の累計によるものとなっている。総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年）や東京都の複式簿記に基づく「財務会計システム」における規準でも、当該方法によってインフラ資産が測定されている。

ここで問題となるのは、各自治体によって普通建設事業費の累計開始年度が恣意となることである。わが国では平成 10 年前後に自治体バランスシートが急速に普及したが、開始貸借対照表作成時のインフラ資産評価において、各自治体保有データの制約から累計起点が任意になった<sup>11</sup>。この場合、累計起点が早まればそれだけ固定資産額が大きくなり、会計上の客観性・比較可能性が阻害されることになる。また、開始貸借対照表の資産価額に客観性がない上にそこから減価償却を実施すれば、未償却残高と経済的実質が年々乖離していくことになる。とりわけ、インフラは維持補修が適宜行われて資産の用役潜在力変化が稀少であるため、経済的実質と未償却残高との乖離が多面的に懸念される。

さらに、普通建設事業費を累計する評価方法は会計理論上の取得原価基準に依拠するものであり、当該基準は検証可能性および処理の明確性・簡便性・実行可能性に利点が認められるものの、過去の交換価格であるために、これと現在の業績評価を結び付けるという欠点を併せ持つ。すなわち、普通建設事業費の価額は当該年度の時価であるが爾後は取得原価となる。これに対する爾後の減価償却費も取得原価をベースとするものとなる。そして、業績評価は当該年度の諸基準をベースとするから、当該評価指標の一つである固定資産の減毛価額についても同年度の基準である時価で評価されなければならない。こうして、業績評価における減価償却費に時点の乖離が存在することになる。

このように、普通建設事業費を累計してインフラ資産を評価する方法は、開

11 具体例を列举すると、三重県・昭和 40 年、熊本県・昭和 44 年、宮城県・昭和 45 年、京都市・昭和 50 年などである。



始貸借対照表価額の非客観性、未償却価額と経済的実質の乖離、過去と現在の価値を比較するという時点の乖離が問題として明らかとなる。

### (3) 減価償却是非の論点

周知のように「期間損益計算」を前提とする企業会計では、固定資産の取得原価を各期間に配分するために減価償却が実施されている。公会計でもインフラ資産評価において当該処理を実施すれば、資産減耗価額を均等に期間配分できるため、維持補修の実施年度に偏った費用計上を避避できる。また、自治体財務諸表の主たる利用者である住民は、会計年度間負担の「期間衡平性」に主眼を置くため、減価償却による均等な費用配分は住民の要請にも合致した方法となる。

しかし、欧米をはじめとする諸外国ではインフラの減価償却について、①機械的計算により正確なインフラの維持コストが把握できないこと、②継続的な維持補修によって現実には防いでいるはずの価値減少が報告されて費用の2重計上になっていること<sup>12</sup>、③複数コンポーネントからなる資産の残存期間をインフラ全体で1つに決定するのが困難であること、が問題とされている<sup>13</sup>。

また政府・地方自治体においては、ステークホルダーに対する配当が存在しないため、減価償却による内部留保と資本維持を行う必要はない。企業会計において減価償却を実施しなければ、期間利益が適切に計算されず、減価償却となるべき費用分が期間利益に混入してきて配当金として処分される<sup>14</sup>。減価償却が実施されれば、当該処理を通じて設備し資産への投下資本価値を回収することで資本維持が可能となる。しかし、政府・自治体のゴーイング・コンサー

12 この場合、補修によってサービスの提供能力が維持されても減価償却によって資産価額が年々減少していくため、実際のサービス提供能力と資産評価額が合致しない可能性がある。

13 例えば道路の場合、本体のみならずガードレール・信号機・夜光灯など様々なコンポーネントで構成されており、同一ルートに橋梁が附随する場合も想定される。したがって会計上は「道路」として一括認識されたとしても、実際は各構成要素が固定資産として独立機能を持つため、耐用年数を1つに特定するのが困難となる。

14 清水 [1980]、197 - 198 頁。

ンに対する出資者は住民であり、これに配当を支払う法的義務は存在しない。かつ解散時に出資金である税金を住民に償還する義務もない。当然、負債により財源を賄うことは好ましくなく税金収入等の範囲で財政を運営すべきであるが、企業ほど厳格に資本維持を遵守する必要はなく、この点からも減価償却実施の根拠が希薄となる。

このように公会計において、インフラ資産評価プロセスの構成要素である減耗価値測定手法としての減価償却について、公会計特有の論点である維持補修費との二重計上、各コンポーネントの残存期間を一意に設定すること、投資資本価値回収の非重要性が内在するため、当該処理の是非が問題となる。

## VI. インフラ資産における減損会計の適用可否

以上により、公会計におけるインフラ資産認識・測定の3つの論点を示した。本節では、各論点の理論的・実務的対処として減損会計を適用することの可否について考察する。

### (1) インフラの資産能力是認に基づく減損会計の適用可能性

前節（論点提示節）の第1項で、「将来の経済的便益」を具備した道路・橋梁などのインフラが現実存在・機能し、かつ対価と目されるキャッシュ・フローとしての税収が存在しながら、理論上は当該フローを便益提供の対応対価と認識できず、会計上の資産能力に問題があることを指摘した。

企業会計では、販売によって獲得した期間収益とそのために費消した期間費用とを対応させてそれぞれの価額を決定する（個別対応）。また固定資産が製品生産に供され、減価償却によって期間費消部分を合理的に擬制し、当該費消価額を期間損益の構成要素とする（期間対応）。これに対しインフラ資産は、住民に対するサービス提供を媒介とし、便益対価としての税収は法的権力により徴収されるため、ここに会計理論的媒介が存在しない。そこでかりに減損会

計を適用すれば、特定期間における特定資産の将来キャッシュ・フロー見積りが行われるのに対し、会計理論上は、当該フローたる税金が「将来の経済的便益」の対価を表し得ない。このため、企業会計における対応原則を援用する限りにおいて、インフラ資産に減損処理は適用できないことになる。

ここで援用された諸理論は、従来の企業会計において「損益計算指向的会計観が、通説的会計観として、わが国を含む資本主義各国の会計制度・会計実務を指導してきた」<sup>15</sup> 事実と深い関わりをもつ。会計上の利益は財務諸表において伝達される情報の焦点であり<sup>16</sup>、これを FASB では「アウトプットを獲得し販売するためにインプットを収益的に活用する企業の活動成果の測定値」と定義し、「収益費用アプローチ」(revenue and expense view) と呼んだ<sup>17</sup>。ここでは、「収益と費用の良好もしくは適切な対応」<sup>18</sup> によって測定された利益を財務諸表の眼目と考え、対応関係にある収益と費用の測定が成立しなければ財務諸表が導出されないと考える。

他方、企業会計には、収益と費用の対応を第一義としない別の利益観が存在する。すなわち、利益を「一期間における営利企業の正味資源の増分の測定値」と定義するものであり、FASB はこれを「資産負債アプローチ」(Asset and Liability view) と呼んでいる<sup>19</sup>。当該アプローチでは、「企業の経済的資源の財務的表現」である資産と、「将来他の実体（個人を含む）に資源を引渡す企業の義務の財務的表現」である負債とが「鍵概念」(Key Concept) であり、「資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセス」となる<sup>20</sup>。そして、げんに「ある資産」の増減変化を利益とし、

---

15 藤井 [1997]、35 - 36 頁。

16 FASB[1976],par 4.

17 FASB[1976],par38.

18 FASB[1976],par51.

19 FASB[1976],par34.

20 藤井 [1997]、41 頁。

これを、げんに「ある経済的資源」の変動にもとづいて測定するという当該アプローチの理論的含意が、貸借対照表を「財政状態表」に再生する<sup>21</sup>。

そこで、収益費用アプローチにおいて対応関係の希薄性が問題となるインフラ資産のキャッシュ・フローが、資産負債アプローチでは測定可能となる。後者アプローチでは収益と費用の対応を前提とした測定を要さないため、インフラ資産の経済的便益から生じる収益と費消価額の対応を厳密に考慮する必要がない。げんに「ある資産」の増減変化によって利益が認識されるから、げんに「あるインフラ」を資産とみなすことに問題はない。つまり、キャッシュ・インフローたる「税収」と、対応する「インフラ便益の費消」との加減が、げんに「ある資産」の増減変化により表象され得るのである。そこで、資産負債アプローチを援用すれば、インフラにおける会計上の資産能力を理論的に見出すことが可能となる。

以上要するに、資産負債アプローチによればインフラ資産の会計的資産能力を是認でき、税収は「将来の経済便益」を具現化したものとなり得る。そして、かかるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づいて減損処理することが理論および実務的に可能とすることができる。

## (2) 時価評価選択による減損会計の適用可能性

前節（論点提示節）の第2項で、開始貸借対照表価額の非客観性、未償却価額と経済的実質の乖離、過去と現在の価値を比較するという時点の乖離の3点を論点として挙げた。各自自治体で普通建設事業費の累計開始年度が恣意であるため、累計起点が早まればそれだけ固定資産額が大きくなることから、会計上の客観性・比較可能性が阻害されることはすでに述べた。これに加え、インフラ資産は金額が大きいかつ耐用年数が長期に及ぶため、減価償却費の増大に因る繰延べ損失を内包する問題も生じる。さらに、非客観的な開始貸借対照表の

21 藤井[1997]、52頁。

減価償却および維持補修による用役潜在力の不変に起因して未償却残高と経済的実質が乖離すること、過去の交換価格である普通建設事業費と現在の業績評価とを結び付けるという時点乖離、の2点も論点となる。

このように、普通建設事業費を累計しつつ減耗価額を減価償却で擬制計算する方法は取得原価主義に依拠するものであり、これが上記論点の誘因となる。そこで、取得原価主義の対時的会計事象である時価主義でインフラを評価した場合、まず累計開始年度の恣意性を避止できる。また、維持補修に伴う未償却残高と実質の乖離の問題は、維持補修による便益の非陳腐化を勘案した当該時点の評価が時価であることから、これも回避可能である。さらに、過去の交換価格である普通建設事業費と現在の業績評価とを結び付けている点については、問題となる減耗価額につき、時価評価された資産に対し当該年度の減価償却費が計算されるため、時点の乖離が消失することになる。

こうして、取得原価主義の問題点を回避できる時価主義の導入は、減損会計の適用を是認することにも繋がる。わが国企業会計制度の減損会計は、時価である割引前将来キャッシュ・フローが取得原価である帳簿価額を下回る場合に回収不能額が生じたとして減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額する測定方法であり、これは時価主義を前提とする。当該会計を適用すれば、過大性が危惧される普通建設事業費の累計に対して当該年度を起点とする将来キャッシュ・フローに基づく評価が優先され、恣意性が排除される。また、維持補修に伴う未償却残高と実質の乖離については、計算された回収可能額が即ち時価であり実質となるため生じることがない。さらに、過去の交換価格である普通建設事業費と現在の業績評価とを結び付ける点についても、測定された回収可能額が時価でありこれに基づいて減価償却費が求められるため、当該年度の業績評価における時点乖離の問題が消失する。

### (3) 減価償却の論点回避をもたらす減損会計

前節（論点提示節）の第3項では、インフラ資産に対する認識・測定の論点として、減価償却の実施における、維持補修費との二重計上、各コンポーネント残存期間を一意に設定する困難性、投資資本価値回収の非重要性の3点を挙げた。

かかる論点に対しては、減価償却を減価償却せずに維持補修費で代替する考え方が存在する。国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）は、減価償却の代替案として「完全償却会計」（full depreciation accounting）、「更新会計」（renewal accounting）、「状態基準償却」（condition-based depreciation）の3点を挙げ、なかでも「更新会計」を支持している。更新会計では、①資産の便益が維持される場合には取替に要した支出を減価償却額と見なし、②減価償却をせず、③支出追加による便益の拡張は資本支出として認識・測定する<sup>22</sup>。そして、維持補修にもかかわらず前年のサービス・ポテンシャルが保てない場合には、引当経理によって繰延維持補修費が取崩されて資産価額が維持される<sup>23</sup>。

資産の補修で経済便益が減衰せずに維持されたとみなす更新会計の理論を援用すれば、減価償却に係る3つの論点に対応できる。まず、費用二重計上の問題は、補修により防いだ価値減少が報告されないため回避される。次に、各コンポーネント残存期間の一意設定の困難性については、更新会計が時価評価でありそもそも当該期間を勘案する必要がなり問題とならない<sup>24</sup>。また、資本維持についても、更新会計では経済的実質の減価に対し引当てを前提とした維持

22 IFAC[2000],par.621.

23 IFAC[2000],pars.622 - 625.

24 わが国企業会計の連続意見書（第三の第一・七）では、「同種の物品が多く集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産に対しては、取替法を適用することができる。」と規定し、取替により便益が維持できるとされる軌条・信号機・送電線等につき、減価償却しないことを認めている。

補修費で回復させるためこれを確保できる。さらには、単純な取替法の場合に、当該年度の財政が取替の負担をするため期間衡平性欠如に繋がるが、更新会計では、調査・計画に基づいて算出した衡平的な繰延維持補修費でかつ引当経理を前提とするため、期間費用の過大・過少計上を避止できる。

かのように更新会計は、減価償却を実施せず維持補修費で減耗価額を代替する計算方法であり、当該補修部分は時価評価になる。他方、貸借対照表上の資産価額は取得原価に基づいている。したがってこの場合、ひとつのインフラ資産に評価時点の異なった部分が生じ、補修が生じるたびに異時点の時価額が追加されることになる。ただし、業績評価の実施について言えば、減耗価額である維持補修費が時価となるため時点に乖離がない。

これに対し、減損会計を適用すれば、異時点に実施された補修を包摂するインフラ資産に対し、新たに減損会計に基づく時価評価が行われる。その場合、減耗価額も時価をベースに計算されるため、業績評価における時点の乖離を回避しつつ資産測定を行うことが可能となる。

## V. 結論と今後の考察課題

以上により、公会計におけるインフラ資産認識・測定の論点を示し、各論点の理論的・実務的対処として減損会計を適用することの可否について考察した。得られた結論は次のとおりである。

- ・ 税収は対応原則に基づくインフラ資産提供の対価と認識できず、会計上の資産能力に問題が生じる。しかしこれは収益費用アプローチを前提とする立論であり、資産負債アプローチを援用すれば、インフラ資産の会計上の資産能力を是認できる。そこで、将来税収の割引現在価値に基づいて減損処理することが会計理論的に可能となる。

- ・ 取得原価主義に基づく開始貸借対照表価額の非客観性と、当該価額に起因する未償却価額の非客観性、および業績評価において過去と現在の価値比較による時点乖離が問題となる。これに対し減損会計を適用すれば、普通建設事業費累計の恣意性が排除される。また、維持補修に伴う未償却残高と実質の乖離について、計算された回収可能額が時価であり実質となるため問題とならない。さらに、回収可能額（時価）に基づいて減耗価額が測定されるため、業績評価における時点乖離の問題を回避できる。
- ・ 減価償却の論点につき、維持補修費との二重計上、各コンポーネント残存期間を一意設定する困難性、投資資本価値回収の非重要性を挙げた。これに対し更新会計などの取替法的手法では、価値減少が報告されないため費用二重計上が回避され、残存期間一意設定の困難性は時価評価とすることで避止できる。また資本維持の問題も経済的実質の減耗が維持補修費となるため回避できる。更に減損会計を適用すれば、異時点に実施された維持補修を包摂するインフラ資産に対し、減耗価額評価を取り込んだ新たな時価評価を行うことができる。

こうして、インフラ資産の評価における論点のいくつかが、減損会計の適用によって回避されることが明らかとなる。今後の研究では、減損会計を前提とした場合、減価償却をせず維持補修費で代替することが理論・実務においてどのような問題をもたらすか、また減損会計の計算構成要素である将来キャッシュ・フローをどのように測定するかについて、考察の課題とする。



## 参考文献

- AAA[1957], Committee on Accounting Concepts and Standards , “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements — 1957 Revision,” *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, 中島省吾訳編 [1964]『増訂・AAA会計原則』中央経済社。
- FASB[1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB.
- [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be disposed of*.
- IFAC[2000], *Government Financial Reporting Study11*, IFAC.
- 太田達也 [2009]『減損会計実務のすべて』税務経理協会。
- 財務会計基準機構監修・企業会計基準委員会編 [2009]『企業会計基準完全詳解』税務経理協会。
- 清水宗一 [1980]『資産会計論』森山書店。
- 総務省 [2006]「新地方公会計制度研究会報告書」。
- 東京都 [2007]「東京都の新たな公会計制度解説書」。
- 藤井秀樹 [1997]『現代企業会計論』森山書店。
- 山下勝治 [1967]『貸借対照表論』中央経済社。
- 山本清 [1999]「公会計－諸外国の動向とわが国へのインプリケーション」『IMES Discussion Paper Series』No.99-J-23、日本銀行金融研究所。
- 米山正樹 [2003]『減損会計』森山書店。